

まかせなっせ300

保証機関＝株式会社クレディセゾン



商品名(名称または愛称)

まかせなっせ300(フリーローン)

ご利用いただける方

- 当金庫の営業区域内に居住または勤務されている方
- 満20歳以上、完済時81歳未満
- 安定継続した収入がある方
- パート・アルバイト・年金受給者・専業主婦の方も可

お使いみち

お使いみち自由で、事業性資金・旧債務返済資金にもご利用頂けます

ご融資金額

10万円以上300万円以内

ご融資期間

6ヶ月以上7年以内

↓詳しくは商品概要をご覧ください。↓

商品概要

項目	内容
名称または愛称	まかせなっせ300、まかせなっせ300ワイド
ご利用になれる方	次のすべての条件を満たす個人のおお客様 ▶ 当金庫の営業区域内に居住または勤務されている方 ▶ お申込み時満20歳以上、完済時81歳未満で、電話連絡が可能な方 ▶ 安定継続した収入がある方 ▶ パート・アルバイト・年金受給者・専業主婦の方も可 ▶ 現在ご返済中のご融資が延滞していない方 ▶ 過去のご融資において、代位弁済や貸倒れ等が発生していない方 ▶ 株式会社クレディセゾンの保証を受けられる方
お使いみち 交付の方法	▶ お使いみち自由で、事業性資金・旧債務返済資金にもご利用頂けます。 ▶ お申込人名義の口座へ入金します。
ご融資金額	10万円以上300万円以内で、1万円単位とします。
ご融資形式 ご融資期間	▶ 形式は、証書貸付です。 ▶ ご融資期間は6ヶ月以上7年以内で、ご融資日から7年目の応当日の属する月の末日までを限度とします。
ご融資利率	▶ 固定金利（ご融資時の金利を完済まで適用）です。 ▶ ご融資利率は、このローンの保証機関である株式会社クレディセゾンが、審査のうえ決定します。 ＊お申込日の金利が適用されます。金融情勢の変化等により、変更させて頂く場合があります。現在の金利については、窓口でお問合わせください。 ▶ 利息は後取方式で計算し、約定返済日に元金とともにご指定の口座からお支払頂きます。
ご返済日及び ご返済方法	▶ 毎月のご返済日は〔6日・16日・26日〕のうちいずれかをご指定頂きます。 ▶ 毎月5千円以上の元利金均等割賦返済とし、ご融資金額の50%以内であれば6ヶ月毎のボーナス返済併用も可能です。 ▶ 元金返済の据置はできません。 ▶ 一括返済方式のお取扱いはしておりません。
遅延損害金	約定返済を遅延された場合、その元金に対して年利率18.25%、1年を365日とする日割り計算で損害金を頂きます。
ご融資保証料	このローンの保証機関である株式会社クレディセゾンへ、ご融資金額・ご融資期間・ご融資利率に応じた保証料をお支払頂きます。保証料はお利息に含まれており、「保証料後払方式」となります。
担保・連帯保証人	株式会社クレディセゾンの保証をご利用頂きますので、原則として、必要ありません。 ＊但し、株式会社クレディセゾンの保証審査により、連帯保証人を必要とする場合があります。その際も保証料はお支払頂くこととなります。
手数料	事務手数料として1件につき1,100円（消費税込）を頂きます。
お申込方法 お問合せ先	窓口係もしくは渉外係にお申し出ください。
お申込に必要な 書類等	▶ お申込人を確認する本人確認書類＝運転免許証、健康保険証、パスポートのいずれかの写し。連帯保証人が必要な場合は連帯保証人の本人確認書類も必要となります。

	<p>➢収入を証明する書類は必要ありません。お申込人によるローン申込書への自己申告のみとなります。</p> <p>➢お使いみちを確認できる資料も必要ありません。お申込人によるローン申込書への自己申告のみとなります。</p> <p>➢この他、当金庫で必要と認めた書類をご提出頂く場合があります。また、当金庫所定の契約書等を差入れて頂きます。</p> <p>➢返済される口座のお届け印</p>
その他参考事項	<p>➢お申込に際しましては当金庫所定の審査をさせていただきます。その結果によっては、ご希望に沿えない場合もございます。</p> <p>➢このローンは天草信用金庫の融資商品です。お客様のご融資につきまして保証機関である株式会社クレディセゾンに、当金庫に対し保証をすることになります。</p> <p>➢お申込にあたってお客様の個人情報には当金庫及び株式会社クレディセゾンの加盟する個人信用情報機関に登録されます。</p>
苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置</p> <p>本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店または総務部（9時～17時、電話：0969-24-1177）へお申出ください。</p> <p>紛争解決措置</p> <p>熊本県弁護士会紛争解決センター（9時～17時、電話：096-325-0913）で紛争の解決を図ることも可能です。</p> <p>また、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は当金庫</p> <p>営業日に、上記総務部または全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）へ直接お申出ください。</p> <p>上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）へ直接お申出頂くことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用頂けます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫総務部もしくは全国しんきん相談所へお問合せください。</p>